

# 平成 18 年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について

## I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

## II 調査の概要

### 1 対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等のすべて

\*\*\*\*\*

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（平成 19 年 3 月 31 日現在）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構、海技教育機構、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国語研究所、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立大学財務・経営センター、国立特殊教育総合研究所、国立博物館、国立美術館、国立病院機構、雇用・能力開発機構、労働安全衛生総合研究所、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、通関情報処理センター、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、年金積立金管理運用独立行政法人、年金・健康保険福祉施設整理機構、農業環境技術研究所、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農薬検査所、農林漁業信用基金、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、福祉医療機構、物質・材料研究機構、文化財研究所、平和祈念事業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、緑資源機構、メディア教育開発センター、理化学研究所、林木育種センター、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構

- 別表第 1 に掲げる法人（平成 19 年 3 月 31 日現在）

< 特殊法人・認可法人等 >

沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中

中央金庫、総合研究開発機構、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本銀行、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、日本郵政公社、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、放送大学学園、預金保険機構

<国立大学法人>

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

<大学共同利用機関法人>

高エネルギー加速器研究機構、自然科学研究機構、情報・システム研究機構、人間文化研究機構

<その他>

日本司法支援センター

(注) 平成19年4月1日の独立行政法人等の組織改編を、参考として本文末に表示した。

\*\*\*\*\*

## 2 対象期間

平成18年4月1日から19年3月31日までの状況について、平成19年3月31日現在で調査

### Ⅲ 調査の結果

#### 1 監査・点検、教育研修の状況

##### (1) 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行うこととしている。

平成18年度に監査を実施しているのは、表1のとおり、176機関となっている。

監査を実施していた機関のうち、監査において措置すべき事項があると指摘されたものは90機関、措置を要する事項がないとしているものは86機関となっている。

(注) 監査を実施していない理由については、資料2-1②を参照。

表1 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関数、%)

年 度	総 数	要措置事 案のある 機関	全部措 置済み	未措置事項がある場合			要措置事 案なし
				対応予定 あり	対応予定 なし	監査直後 のため方 針未定	
平成18	176 (100)	90 (51.1)	28 (15.9)	53 (30.1)	0 (0)	9 (5.1)	86 (48.9)
(参考) 17	123 (100)	75 (61.0)	10 (8.1)	50 (40.7)	0 (0)	15 (12.2)	48 (39.0)

##### (2) 点検の状況

指針では、監査とは別に、それぞれの保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、支社等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について点検を行うこととしている。

平成18年度に点検を行った保護管理者は、表2のとおり、平成19年3月31日現在で各機関に置かれていた保護管理者41,804人のうち、39,867人(95.4%)となっている。

表2 点検を行った保護管理者数

(単位：人、%)

年 度	保護管理者数	
		うち点検を実施 した保護管理者 の数
平成18	41,804	39,867(95.4)
(参考)17	40,341	37,228(92.3)

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 18 年度に調査対象機関において実施された教育研修の回数は、表 3 のとおり、714,392 回となっている。

その内訳をみると、総括保護管理者が実施した教育研修は 431 回、特定の部局又は地方支分部局等单位で実施した教育研修は 713,194 回、他の行政機関等が主催する研修に参加させた回数が 767 回となっている。

表 3 教育研修の実施状況

(単位：回、%)

年 度	教育研修の回数			
		総括保護管理者が実施した教育研修の回数	特定部局又は地方支分部局単位で実施した教育研修の回数	他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数
平成 18	714,392 (100)	431 (0.1)	713,194 (99.8)	767 (0.1)
(参考)17	729,841 (100)	553 (0.1)	729,288 (99.9)	—

(注) 平成 17 年度調査においては、「他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数」は調査していない。

## 2 個人情報ファイルの状況

### (1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している独立行政法人等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 19 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表 4 のとおり、17,552 ファイルとなっている。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみるとマニュアル処理のものが 68.7%を占めており、人数の規模別にみると 1 万人未満のものが 72.0%を占めている。

表 4 個人情報ファイルの状況

(単位：ファイル、%)

	(総数)	(内 訳)			
		1 万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 100 万人未満	100 万人以上
計	17,552 (100)	12,627 (72.0)	3,647 (20.8)	1,103 (6.3)	175 (0.9)
電算処理	5,497 (31.3)	3,258	1,540	577	122
マニュアル処理	12,055 (68.7)	9,369	2,107	526	53

### (2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

独立行政法人等では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成 18 年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、表 5 のとおり、業務委託等を実施した個人情報ファイルは 2,182 ファイルとなっており、その内訳は、記録情報の全部又は一部の取扱いを業務委託しているものが 1,949 ファイル、派遣労働者に行わせたものが 327 ファイルとなっている。

業務委託先についてみると、業務委託を行っているもののうち民間事業者等に対するものが 89.3%を占めている。

表5 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位：ファイル、%)

	業務委託等を実施したもの	業務委託等の内容別の内訳				
		業務委託	業務委託先別の内訳		派遣労働者	
			民間事業者等	独立行政法人等		
計	2,182 (100)	1,949 (89.3)	1,948 (89.3)	17 (0.8)	327 (15.0)	
内訳	電算処理	1,090 (50.0)	1,004	1,007	9	142
	マニュアル処理	1,092 (50.0)	945	941	8	185

(注) 1ファイルにつき複数の項目に該当するものがあるため、業務委託等を実施した個人情報ファイルの数と各項目の数の合計は必ずしも一致しない。

(3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第9条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成18年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表6のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-2①、②を参照。

表6 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年度	法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)
平成18	240	166
(参考)17	246	355

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法141条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第9条第2項に規定されたもので、例えば、診療録の記録情報の全部又は一部を本人に提供するものなどがある。

### 3 開示・訂正・利用停止請求の状況

#### (1) 処理の状況

平成 18 年度に各独立行政法人等に対して行われた請求事案の件数は、表 7 のとおり、開示請求が 1,320 件、訂正請求が 22 件、利用停止請求が 16 件となっている。

平成 18 年度に独立行政法人等が処理すべき事案は、①18 年度に受け付けた事案、②前年度からの持ち越し事案、③他機関から事案の移送を受けた事案(注)の計となり、開示請求事案 1,885 件、訂正請求事案 24 件、利用停止請求事案 16 件となっており、その処理状況は、同表のとおりとなっている。

(注) 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度には設けられている。一方、利用停止請求制度については、請求を受けた独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該独立行政法人等において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。

独立行政法人等への事案の移送は、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第 22 条又は第 34 条の規定に基づき行政機関の長(行政機関個人情報保護法第 5 条に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)から行われる場合とがあり、いずれの場合も移送を受けた独立行政法人等において処分を行わなければならないこととされている。

同様に、独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第 22 条又は第 34 条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表 7 処理の状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	受付件数	前年度からの持ち越し件数	他機関から移送を受けた件数	計	決定等を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	他機関に全部を移送した件数	次年度に処理を持ち越した件数
開示請求	1,320	563	2	1,885 (100)	1,760 (93.4)	7 (0.3)	0 (0)	118 (6.3)
(参考) 平成 17 年度	5,092	—	10	5,102 (100)	4,522 (88.6)	10 (0.2)	12 (0.2)	558 (10.9)
訂正請求	22	2	0	24 (100)	20 (83.3)	0 (0)	0 (0)	4 (16.7)
(参考) 平成 17 年度	6	—	0	6 (100)	4 (66.7)	0 (0)	0 (0)	2 (33.3)
利用停止 請求	16	0	—	16 (100)	15 (93.8)	0 (0)	—	1 (6.2)
(参考) 平成 17 年度	4	—	—	4 (100)	3 (75.0)	1 (25.0)	—	0 (0)

(注) 1. 本表は、独立行政法人等に対して行われた請求事案について、平成 19 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

1 件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない

- 場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。
2. 「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により請求をしようとした者が請求を取りやめたものなどは含まない。
  3. 「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。
  4. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。
  5. 開示請求における平成 17 年度の次年度に処理を持ち越した件数 558 件と、平成 18 年度の前年度からの持ち越し件数は、平成 17 年度調査において持ち越し件数のカウントミスをしている機関等があるため一致しない。

また、受け付けた訂正請求及び利用停止請求について、請求内容の区分別にみると、表 7-2 のとおりとなっている。

表 7-2 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

年度	訂正請求				利用訂正請求			
	区分別の内訳(複数該当あり)				区分別の内訳(複数該当あり)			
	件数	訂正	追加	削除	件数	利用の停止	消去	提供の停止
平成 18	22	21	1	6	16	8	10	3
17	6	5	0	2	4	1	4	1

(注) 1 件の請求事案について、複数の区分を内容としている場合があることから、各区分の件数の計と処理すべき事案の件数とは必ずしも一致しない。

## (2) 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ア 平成 18 年度には、開示決定等 1,781 件、訂正決定等 23 件、利用停止決定等 15 件の決定等が行われており、これらの状況は、表 8 のとおりとなっている。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして独立行政法人等の判断により開示されるもの(法第 16 条に基づく裁量的開示)があるが、平成 18 年度には実績がなかった。

表8 決定等の状況

(単位：件、%)

	決定等の 件数	開示・訂正・利用停止決定		不開示・ 不訂正・ 不利用 停止決定	(全部及び 一部を開示 したもの のうち) 裁量的開示	
		全部	一部			
開示請求 関係	1,781 (100)	1,618 (90.8)	1,383 (77.6)	235 (13.2)	163 (9.2)	0 (0)
(参考) 17年度	4,522 (100)	4,474 (98.9)	4,348 (96.2)	126 (2.8)	48 (1.1)	0 (0)
訂正請求 関係	23 (100)	5 (21.7)	3 (13.0)	2 (8.7)	18 (78.3)	
(参考) 17年度	4 (100)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0)	3 (75.0)	
利用停止 請求関係	15 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (100)	
(参考) 17年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (100)	

(注) 1. 「裁量的開示」欄は、全部又は一部を開示したものの内数である。

2. 処分の件数は、請求者への処分通知の件数を計上している。請求のあった1事案を分割して複数の処分を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の処分として通知しているものがあることから、表8の「決定等の件数」と表7の「決定等を行って事案の処理を終了した件数」とは必ずしも一致しない。

イ 独立行政法人等は、請求があったときは、請求があった日から30日以内に決定をしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている。

また、請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、請求があった日から60日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、処分の期限の特例として、60日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされている。この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている。

平成18年度に行われた処分についてみると、表9のとおりとなっており、期限の特例を適用した事案で期限までに決定されなかったものが開示請求事案で1件みられる。

(注) 「期限の特例を適用した事案のうち期限までに決定されなかったもの」に計上された事案の概要は、資料2-3①を参照。

また、調査日現在(平成19年3月31日)、次年度に処理を持ち越した事案のうち、延長手続を採っていない事案で30日を超過しているものが訂正請求事案で4件みられる。

(注) 「30日を超過しているもの」の概要は、資料2-3②を参照。

表 9 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

	総数	30日以内又は期限までに		延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に		延長手続を採った事案のうち延長した期限までに		期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに	
		決定されたもの (①③⑤)	決定されなかったもの (②④⑥)	決定されたもの (①)	決定されなかったもの (②)	決定されたもの (③)	決定されなかったもの (④)	決定されたもの (⑤)	決定されなかったもの (⑥)
		開示請求関係	1,781 (100)	1,780 (99.9)	1 (0.1)	1,758 (98.7)	0 (0)	22 (1.2)	0 (0)
(参考) 17年度	4,522 (100)	4,517 (99.9)	5 (0.1)	4,487 (99.2)	5 (0.1)	30 (0.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
訂正請求関係	23 (100)	23 (100)	0 (0)	16 (69.6)	0 (0)	7 (30.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考) 17年度	4 (100)	4 (100)	0 (0)	3 (75.0)	0 (0)	1 (25.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
利用停止請求関係	15 (100)	15 (100)	0 (0)	15 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考) 17年度	3 (100)	3 (100)	0 (0)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

30日以内又は期限までに決定されなかったもの及び次年度に処理を持ち越した事案で既に期限を過ぎているものについて機関別にみると、表9-2及び表9-3のとおりとなっている。

期限までに決定されなかった理由については、請求対象の保有個人情報の探索に時間を要したこと等を挙げている。

表 9-2 30日以内又は期限までに決定されなかったものの機関別内訳

○ 期限の特例を適用した事案で期限までに決定されなかったもの

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数	超過した日数				
			～60日	60日～90日	90日～半年	半年～1年	1年～
開示請求関係	国民生活センター	1	1	0	0	0	0

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、30日以内又は期限までに決定されなかった事案はなかった。

表 9-3 次年度に処理を持ち越した事案のうち、既に期限を超過しているものの機関別内訳  
○ 期限の特例を適用した事案で期限を超過しているもの

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数	超過した日数		
			1週間以内	1か月以内	1か月超
訂正請求関係	琉球大学	4	0	0	4

(注) 開示請求及び利用停止請求については、既に期限を超過している事案はなかった。

ウ 平成 18 年度に行われた処分において、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由をみると、表 10 のとおりとなっている。

表 10 全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由

(単位：件、%)

	全部又は一部を不開示とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に該当	保有個人情報不存在	存否応答拒否	その他
開示請求関係	398 (100)	231 (58.0)	168 (42.2)	4 (1.0)	8 (2.0)
(参考) 17年度	174 (100)	120 (69.0)	54 (31.0)	1 (0.6)	6 (3.4)
	全部又は一部を不訂正・不利用停止とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		独立行政法人等の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手続きが定められていることによるもの	その他
訂正請求関係	20 (100)	17 (85.0)	0 (0)	0 (0)	3 (15.0)
(参考) 17年度	3 (100)	3 (100)	1 (33.3)	0 (0)	0 (0)
利用停止請求関係	15 (100)	14 (93.3)	0 (0)	0 (0)	1 (6.7)
(参考) 17年度	3 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。  
2. 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

不開示情報に該当することを理由としたものについて法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するか、存否応答拒否によるものについて存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをそれぞれみると、表 10-2 のとおりとなっている。

表 10-2 不開示情報に該当することを理由としたもの及び存否応答拒否によるものの内訳  
(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)
		231	(100)	4	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	第1号 請求者の生命、健康、生活又は財産を 害するおそれがある情報	3	(1.3)	0	(0)
	第2号 請求者以外の個人に関する情報	187	(81.0)	3	(75.0)
	第3号 法人等に関する情報	7	(3.0)	0	(0)
	第4号 審議・検討等に関する情報	8	(3.5)	0	(0)
	第5号 事務又は事業に関する情報	57	(24.7)	1	(25.0)
	イ 国の安全等に関する情報	0	(0)	0	(0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	1	(0.4)	0	(0)
イ及びロ以外		56	(24.2)	1	(25.0)

(注) 1件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、不開示情報に該当又は存否応答拒否とした事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

不訂正とした理由を独立行政法人等の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 10-3 のとおりとなっている。

表 10-3 不訂正とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳  
(単位：件、%)

独立行政法人等の判断によるもの		件数	割合(%)
		17	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	評価に関するもの	7	(41.2)
	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	10	(58.8)
	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	0	(0)
	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	7	(41.2)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、独立行政法人等によるものとした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

不利用停止とした理由を独立行政法人等によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 10-4 のとおりとなっている。

表 10-4 不利用停止とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳  
(単位：件、%)

独立行政法人等の判断によるもの		件数	割合(%)
		14	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	違法に取得したものではないもの(法5条の規定に違反していないもの)	12	(85.7)
	法3条2項の規程に違反していないもの	7	(50.0)
	利用目的以外の目的で利用されていないもの	6	(42.9)
	利用目的以外の目的で提供されていないもの	4	(28.6)
	独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0	(0)
	事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	1	(7.1)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、独立行政法人等の判断によるものとした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

(3) 異議申立ての状況

ア 決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成 18 年度に行われた異議申立ての状況をみると、表 11 及び表 11-2 のとおりとなっている。

表 11 異議申立ての件数

(単位：件)

		異議申立ての件数
開示請求関係		48
	(参考) 17 年度	8
訂正請求関係		16
	(参考) 17 年度	3
利用停止請求関係		7
	(参考) 17 年度	2

表 11-2 異議申立ての内容

(単位：件)

	不開示決定に対する異議				不開示決定に対する異議	不作為に対する異議	事案の移送、期限の延長に対する異議	その他
	不開示に該当することに対するもの	保有個人情報の不存続に対するもの	存否応答拒否に対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの				
開示請求関係	18	34	0	3	14	0	0	6
	不訂正の決定に対する不服				訂正決定又は利用停止の決定に対する異議	不作為に対する異議	事案の移送、期限の延長に対する異議	その他
	独立行政法人等の判断することに対するもの	保有個人情報の不存続に対するもの	訂正に関して他の法令で特別の手続きが定められていることに対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの				
訂正請求関係	10	0	0	1	0	1	0	4
利用停止請求関係	7	7	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 1 件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、各項目の計と表 11 の

- 「異議申立ての件数」とは必ずしも一致しない。
2. 第三者からの開示、訂正又は利用停止の決定に対する異議申立てはなかった。
  3. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する異議申立て等の件数を計上するものである。

イ 法第 42 条において、異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、決定をすることとされている。

平成 18 年度において独立行政法人等が処理すべき異議申立て事案について、その処理状況をみると、表 12 のとおりとなっている。

表 12 異議申立て事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき件数	決定等により処理を終了した件数	取り下げられた件数	処理中の件数 (次年度に持ち越し)	内訳		
					処理方針の検討中、諮問の準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申後、裁決・決定の準備中
開示請求関係	54 (100)	15 (27.8)	2 (3.7)	37 (68.5)	9 (16.7)	28 (51.9)	0 (0)
(参考) 17 年度	8 (100)	2 (25.0)	0 (0)	6 (75.0)	2 (25.0)	4 (50.0)	0 (0)
訂正請求関係	18 (100)	6 (33.3)	0 (0)	12 (66.7)	5 (27.8)	7 (38.9)	0 (0)
(参考) 17 年度	3 (100)	1 (33.3)	0 (0)	2 (66.7)	0 (0)	1 (33.3)	1 (33.3)
利用停止請求関係	9 (100)	3 (33.3)	0 (0)	6 (66.7)	3 (33.3)	3 (33.3)	0 (0)
(参考) 17 年度	2 (100)	0 (0)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	1 (50.0)	1 (50.0)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な異議申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、決定の準備をしているものを含む。

平成 18 年度において、決定等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表 12-2 のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容の決定を行ったものはなかった。

表 12-2 異議申立てに対する決定等の状況

(単位：件、%)

審査会に諮問しないで決定等を行ったもの(計)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
開示請求関係	7	—	0	—	7	0
訂正請求関係	4	—	0	—	4	0
利用停止請求関係	1	—	0	—	1	0
審査会に諮問し、答申を受けて決定を行ったもの(計)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
開示請求関係	8	5	2	1	—	0
訂正請求関係	2	1	0	0	—	1
利用停止請求関係	2	2	0	0	—	0
計 (比率)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
開示請求関係	15 (100)	5 (33.3)	2 (13.3)	1 (6.7)	7 (46.7)	0 (0)
訂正請求関係	6 (100)	1 (16.7)	0 (0)	0 (0)	4 (66.6)	1 (16.7)
利用停止請求関係	3 (100)	2 (66.7)	0 (0)	0 (0)	1 (33.3)	0 (0)

(注) 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を計上するものである。

ウ 平成 18 年度における異議申立ての処理日数の状況をみると、異議申立てを受けてから決定等をした日までに要した日数については、表 13 のとおりとなっている。

表 13 異議申立てを受けてから決定等をした日までに要した日数

(単位：件、%)

	決定等により処理を終了した件数	異議申立てを受けてから裁判・決定等をした日までに要した日数				
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
開示請求 関係	15 (100)	6 (40.0)	1 (6.7)	3 (20.0)	4 (26.7)	1 (6.7)
(参考) 17年度	2 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)	—
訂正請求 関係	6 (100)	4 (66.6)	0 (0)	0 (0)	1 (16.7)	1 (16.7)
(参考) 17年度	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	—
利用停止 請求関係	3 (100)	1 (33.3)	0 (0)	0 (0)	1 (33.3)	1 (33.3)
(参考) 17年度	0	0	0	0	0	—

また、異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成19年3月31日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の不服申立てを受けてからの経過日数については、表13-2のとおりとなっている。

表 13-2 異議申立てを受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	諮問した件数	処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数						
		異議申立てを受けてから審査会に 諮問した日までに要した日数			異議申立てを受けてからの 経過日数			
		30日以内	30日超 90日以内	90日超	30日以内	30日超 90日以内	90日超	
開示請求 関係	33 (100)	9 (27.3)	18 (54.5)	6 (18.2)	9 (100)	3 (33.3)	4 (44.4)	2 (22.2)
訂正請求 関係	7 (100)	1 (14.2)	3 (42.9)	3 (42.9)	5 (100)	0 (0)	3 (60.0)	2 (40.0)
利用停止 請求関係	3 (100)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0)	3 (100)	0 (0)	2 (66.7)	1 (33.3)

(注) 90日超となっている事案の概要は、資料2-3③~⑥、⑧を参照。

そのうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの及び②異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のものについて機関別にみると、表13-2①及び②のとおりとなっている。

表 13-2① 異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの機関別内訳

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数	超過した日数			
			90日超 100日以内	100日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
開示請求関係	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	0	1	0
	日本郵政公社	5	0	2	3	0
訂正請求関係	〃	3	0	1	2	0

(注) 利用停止請求については、90日超のものはなかった。

表 13-2② 調査日現在(平成19年3月31日)、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの機関別内訳

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数	超過した日数			
			90日超 100日以内	100日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
開示請求関係	日本郵政公社	2	0	2	0	0
訂正請求関係	〃	2	0	2	0	0
利用停止請求関係	〃	1	0	1	0	0

諮問までに長期間を要している理由として、異議申立て事案の処理が集中したこと等を挙げている。

また、答申を受けてから決定を行った日までに要した日数及び調査日現在で裁決・決定の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 13-3 のとおりとなっている。

表 13-3 答申を受けてから裁決・決定(準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問して 裁決・決定を行った件数				審査会の答申を受けて 裁決・決定の準備中の件数			
		答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数				答申を受けてからの経過日数		
		30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超
開示請求関係	8 (100)	5 (62.5)	3 (37.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
訂正請求関係	2 (100)	0 (0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
利用停止請求関係	2 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 60日超となっている事案の概要は、資料2-3⑦を参照。

そのうち、答申を受けてから決定をした日までに要した日数が60日超のものについて、機関別にみると、表13-4のとおりとなっている。

表13-4 答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のもの  
の機関別内訳

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数	超過した日数			
			60日超 70日以内	70日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超
訂正請求関係	大阪大学	1	0	0	1	0

(注) 開示請求及び利用停止請求については、60日超のものはなかった。

#### (4) 審査会における審査状況

法では、異議申立てを受けた独立行政法人等は、却下等をする場合を除き、審査会に諮問することとされており、同審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく決定を行うこととなる。

平成18年度における審査会への諮問・答申の状況は、表14のとおりとなっている。

表14 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	諮問件数	前年度からの持ち越し件数	計	答申件数	うち諮問庁の判断は			取り下げられた件数	次年度に持ち越した件数
					妥当であるとしたもの	一部妥当でないとしたもの	妥当でないとしたもの		
開示請求関係	33	4	37	8 (100)	1 (12.5)	2 (25.0)	5 (62.5)	0	29
訂正請求関係	7	1	8	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0	7
利用停止請求関係	3	1	4	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	0	3

#### (5) 訴訟の状況

平成18年度に法に関連して提訴された訴訟はなかった。

### 5 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

#### (1) 漏えい等事案の発生状況

平成18年度に、各独立行政法人等において個人情報の漏えい等、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）が発生したと認められる事案の件数は、表15のとおり、1,277件（昨年度855件）となっており、昨年度より増加している。

これらの事案を発生形態別にみると、誤送付・誤送信（63.4%）が最も多くなっている。

表 15 漏えい等事案の件数（発生形態別）

（単位：件、％）

漏えい等事案の件数									(参考) 平成 17 年 度漏えい 等事案の 件数
発生形態別									
誤送 付・誤 送信	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット 上に流 出	うちウ イルス	盗難	その他		
1,277 (100)	810 (63.4)	72 (5.6)	10 (0.8)	164 (12.8)	20 (1.6)	15 (1.2)	27 (2.1)	174 (13.6)	855

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

漏えい等事案の対象となった個人情報の種類をみると、表 16 のとおり、国民等に係る情報の漏えいが 1,261 件（98.8％）となっている。

また、個人情報により識別できる個人の数の規模別にみると、事案に含まれる個人の数の少ない小規模なものが多くなっている。

表 16 漏えい事案の内容①（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、％）

漏えい等事案の件数(再掲)								
	情報の種類			個人の数				
	国民等及び 職員	国民等	職員	1人～5人	6人～50 人	51人～ 100人	101人～ 1,000人	1,001人 ～
1,277 (100)	29 (2.3)	1,232 (96.5)	16 (1.2)	1,111 (87.0)	71 (5.6)	21 (1.6)	58 (4.5)	16 (1.3)

(3) 漏えい等事案の発生元

漏えい等事案を発生させた者をみると、表 17 のとおり、「職員」が 928 件（72.7％）となっている。

また、発生場所は、「庁舎内」が 770 件（60.3％）となっている。

表 17 漏えい事案の内容②（発生元）

（単位：件、％）

漏えい等事案の件数(再掲)		1,277	(100)
独立行政法人等が管理		978	(76.6)
人	職員	928	(72.7)
	第三者	5	(0.4)
	その他	45	(3.5)
場 所	庁舎内	770	(60.3)
	庁舎外	185	(14.5)
	不明	23	(1.8)
委託先が管理		299	(23.4)
人	従事者	293	(23.0)
	第三者	3	(0.2)
	その他	3	(0.2)
場 所	委託元庁舎内	28	(2.2)
	委託元庁舎外	269	(21.1)
	委託先事業所内	73	(5.7)
	委託先事業所外	196	(15.3)
	不明	2	(0.1)

（注） 「その他」は、天災・人の介在しない事故による事案をいう。

（４）漏えい等事案への対応状況

漏えい等事案への対応状況についてみると、表 17 のとおり、「本人等への情報提供」、「情報の回収等」が多くなっている。

また、再発防止策については、「上記以外に対応中又は対応を検討中」に含まれる対応を検討中の事案を含めれば、概ねすべての事案において実施されている。

表 18 漏えい等事案への対応状況

(単位：件、%)

漏えい等事案の件数		1,277	(100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	1,185	(92.8)
	事案の公表	84	(6.6)
	情報の削除等の措置依頼	71	(5.6)
	情報の回収	855	(67.0)
	関係者の処分等	101	(7.9)
	委託契約の解除	4	(0.3)
	再発防止策	1,225	(96.0)
	その他	32	(2.5)
	上記以外に対応中又は対応を検討中	185	(14.5)

- (注) 1. 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と漏えい等事案の件数とは一致しない。
2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分、訓戒処分又は刑事告発等を行ったものをいう。
3. 「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。
4. 「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日(平成19年3月31日)現在において、対応中又は対応策を検討中であることをいう。

(5) 再発防止策の措置状況

漏えい等が発生した場合の再発防止策をみると、「職員の指導監督」、「職員の教育研修」を実施する機関が多くなっている。

表 19 再発防止策の措置状況

(単位：件、%)

再発防止策を講じた事案の件数(再掲)		1,225	(100)
内 訳	組織的安全管理措置	管理体制の整備	40 (3.3)
		規程・マニュアルの整備・見直し	113 (9.2)
		職員の教育研修	366 (29.9)
		職員の指導監督	774 (63.2)
		委託先の指導監督	289 (23.6)
	物理的安全管理措置	33 (2.7)	
	技術的安全管理措置	26 (2.1)	
	その他	9 (0.7)	

- (注) 1. 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と再発防止策を

講じた事案の件数とは一致しない。

2. 「管理体制の整備」は、個人情報保護担当者の指定等、体制に係るものをいう。
3. 「規程・マニュアルの整備・見直し」は、個人情報の取扱いの方法などを定めたマニュアル等の見直しを行ったものをいう。
4. 「職員の教育研修」は、事案の発生に対応した臨時の研修及び通常の教育研修について、発生した事案の再発防止を取り入れたものに内容を見直して実施したものをいう。
5. 「職員の指導監督」は、指導通知の発出、個人情報の庁舎外への持ち出しの際の手續遵守の徹底指導などをいう。
6. 「委託先の指導監督」は、委託先における安全確保措置の履行状況の確認、指導などをいう。
7. 「物理的安全管理措置」は、入退室管理のための施設の整備等をいう。
8. 「技術的安全管理措置」は、データへのアクセス制限、データの暗号化等をいう。
9. その他は、ファクシミリの誤送信が発生した場合における送信手順の確認等、2～8の措置に該当しないものをいう。

#### (6) 関係者の処分等

関係者の処分等については、独立行政法人等では、101件（漏えい等事案全体の7.9%）となっている。

処分は、訓戒処分89件、懲戒処分については14件となっている。

また、刑事告発を行っている事例は1件となっている。

なお、漏えい等事案については、47機関で発生しているが、関係者の処分を実施しているのは、13機関のみとなっている。

表 20 関係者の処分等の内訳

(単位：件、%)

漏えい等事案の件数（再掲）	関係者の処分等（再掲）					(参考) 関係者の処分 等実施機関数
		刑事告発 等	うち保護法 の罰則要件 に該当	懲戒処分	訓戒処分	
1,277 (100)	101 (7.9)	1 (0.1)	0 (0)	14 (1.1)	89 (7.0)	13機関（漏えい等事案のある機関は47）

(注)1件の事案において、複数の処分等に該当するものがあるため、各処分等の件数の計と関係者の処分等の件数とは一致しない。

#### (7) 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

平成18年度に、漏えい等に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟はなかった。

(参考) 平成 19 年 4 月 1 日における独立行政法人等の組織改編

旧法人名等	異動	新法人等
(独) 国立特殊教育総合研究所	名称変更	(独) 国立特別支援教育総合研究所
(独) 国立博物館 (独) 文化財研究所	統合	(独) 国立文化財機構
住宅金融公庫	承継	(独) 住宅金融支援機構
(独) 森林総合研究所 (独) 林木育種センター	統合	(独) 森林総合研究所
(独) 農薬検査所 (独) 農林水産消費技術センター (独) 肥飼料検査所	統合	(独) 農林水産消費安全技術センター